

写

令和5年6月22日

一般社団法人 石川県建設業協会
会長 平櫻 保 殿

職場における熱中症対策の徹底及び労働災害防止対策の取組に関する要請書

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ状況にあります。昨年1年間の石川県の職場における熱中症の発生状況を見ると、死傷者は96人で、うち死亡者は1人となりました。

これらの熱中症には、急激な気温上昇や夏季休暇明けで暑熱順化が十分でないと思われる事例、WBGT値を実測せず、WBGT基準値に応じた措置が講じられていなかった事例等も見られて、また、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、管理が適切になされておらず、被災者の救急搬送が遅れた事例も含まれています。

石川労働局では、5月から9月にかけて「STOP!熱中症いしかわクールワークキャンペーン2023」（別添資料1参照）を実施しており、特に過去10年間で熱中症の8割以上が7・8月に集中していることから、7・8月を重点取組期間としています。

については、熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、事業者がWBGT値を把握してそれに応じた適切な対策を講じ、初期症状の把握と緊急時の対応体制の整備を図るなど、より積極的な熱中症対策に取り組んでいただくため、傘下事業場への周知及び指導をお願いいたします。

また、石川労働局では、令和5年度から「第14次労働災害防止計画」（別添資料2参照）がスタートし、事業場が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発をベースに、転倒災害等及び高年齢労働者の労働災害防止等の重点対策を進めることで、取組状況の目標値となるアウトプット指標を実現し、労働災害全体で死亡災害は第13次労働災害防止計画期間中の合計値の15%減少、死傷災害は同計画期間中の最小値の5%以上減少とするアウトカム指標の達成を目指しています。については、労働者が安全・安心して働ける職場づくりのため、より一層、労働災害防止活動を進めていこう、併せて周知及び指導をお願いいたします。

石川労働局長 長嶋 政弘

写

令和5年6月22日

建設業労働災害防止協会石川支部

支部長 平櫻 保 殿

職場における熱中症対策の徹底及び労働災害防止対策の取組に関する要請書

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ状況にあります。昨年1年間の石川県の職場における熱中症の発生状況を見ると、死傷者は96人で、うち死亡者は1人となりました。

これらの熱中症には、急激な気温上昇や夏季休暇明けで暑熱順化が十分でないと思われる事例、WBGT値を実測せず、WBGT基準値に応じた措置が講じられていなかった事例等も見られて、また、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、管理が適切になされておらず、被災者の救急搬送が遅れた事例も含まれています。

石川労働局では、5月から9月にかけて「STOP!熱中症いしかわクールワークキャンペーン2023」（別添資料1参照）を実施しており、特に過去10年間で熱中症の8割以上が7・8月に集中していることから、7・8月を重点取組期間としています。

については、熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、事業者がWBGT値を把握してそれに応じた適切な対策を講じ、初期症状の把握と緊急時の対応体制の整備を図るなど、より積極的な熱中症対策に取り組んでいただくため、傘下事業場への周知及び指導をお願いいたします。

また、石川労働局では、令和5年度から「第14次労働災害防止計画」（別添資料2参照）がスタートし、事業場が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発をベースに、転倒災害等及び高年齢労働者の労働災害防止等の重点対策を進めることで、取組状況の目標値となるアウトプット指標を実現し、労働災害全体で死亡災害は第13次労働災害防止計画期間中の合計値の15%減少、死傷災害は同計画期間中の最小値の5%以上減少とするアウトカム指標の達成を目指しています。については、労働者が安全・安心して働ける職場づくりのため、より一層、労働災害防止活動を進めていこう、併せて周知及び指導をお願いいたします。

石川労働局長 長嶋 政弘

写

令和5年6月22日

一般社団法人 石川県警備業協会
会長 上田 紘詩 殿

職場における熱中症対策の徹底及び労働災害防止対策の取組に関する要請書

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても熱中症が発生しており、重篤化して死亡に至る事例も跡を絶たない状況にあります。

昨年1年間の石川県の職場における熱中症の発生状況を見ると、死傷者数は96人で、うち死亡者は1人でした。

急激な気温上昇や夏季休暇明けで暑熱順化が十分でないと思われる事例、WBGT値を実測せず、WBGT基準値に応じた措置が講じられていなかった事例等も見られています。また、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、管理が適切になされておらず被災者の救急搬送が遅れた事例も含まれています。

石川労働局では、5月から9月にかけて「STOP!熱中症いしかわクールワークキャンペーン2023」(別添資料1)を実施しており、特に過去10年間で熱中症の8割以上が7・8月に集中していることから、7・8月を重点取組期間として取り組むこととしています。

つきましては、熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、事業者がWBGT値を把握してそれに応じた適切な対策を講じ、初期症状の把握と緊急時の対応体制の整備を図るなど、より積極的な熱中症対策に取り組んでいただくため、傘下事業場への周知及び指導をお願いいたします。

また、石川労働局では、令和5年度から「第14次労働災害防止計画」(別添資料2参照)がスタートし、事業場が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発をベースに、転倒災害等及び高年齢労働者の労働災害防止等の重点対策を進めることで、取組状況の目標値となるアウトプット指標を実現し、労働災害全体で死亡災害は第13次労働災害防止計画期間中の合計値の15%減少、死傷災害は同計画期間中の最小値の5%以上減少とするアウトカム指標の達成を目指しています。ついては、労働者が安全・安心して働ける職場づくりのため、より一層、労働災害防止活動を進めていくよう、併せて周知及び指導をお願いいたします。

石川労働局長 長嶋 政弘

STOP! 熱中症

いしかわ クールワークキャンペーン 2023

～ 職場における熱中症**死亡ゼロ**を目指して～
熱中症予防対策に取り組みましょう

○令和4年の石川県内の職場における熱中症の発生状況

令和4年に石川県内では、96人の労働者の方が職場での熱中症により医療機関を受診しています。そのうち、7人が4日間以上仕事を休み、1人が死亡しました。

特に7月下旬～8月上旬は、最高気温¹が34を超え、暑さ指数(WBGT値)²は「危険」レベル(31以上)となる日が多くあり、熱中症も多く発生しました。

また、6月下旬から7月上旬には、急激な気温上昇等によりWBGT値は急激に高くなり、暑熱順化が進まない状態での熱中症が多く発生し、死亡災害も発生しました。

業種別では建設業が一番多く発生し32人(全体の33%)を占め、次に製造業で25人(全体の26%)を占めています。なお、屋外作業に限らず屋内作業でも多く発症しています。



【石川県内の職場における熱中症発生状況】

キャンペーン実施期間：令和5年5月1日から9月30日まで

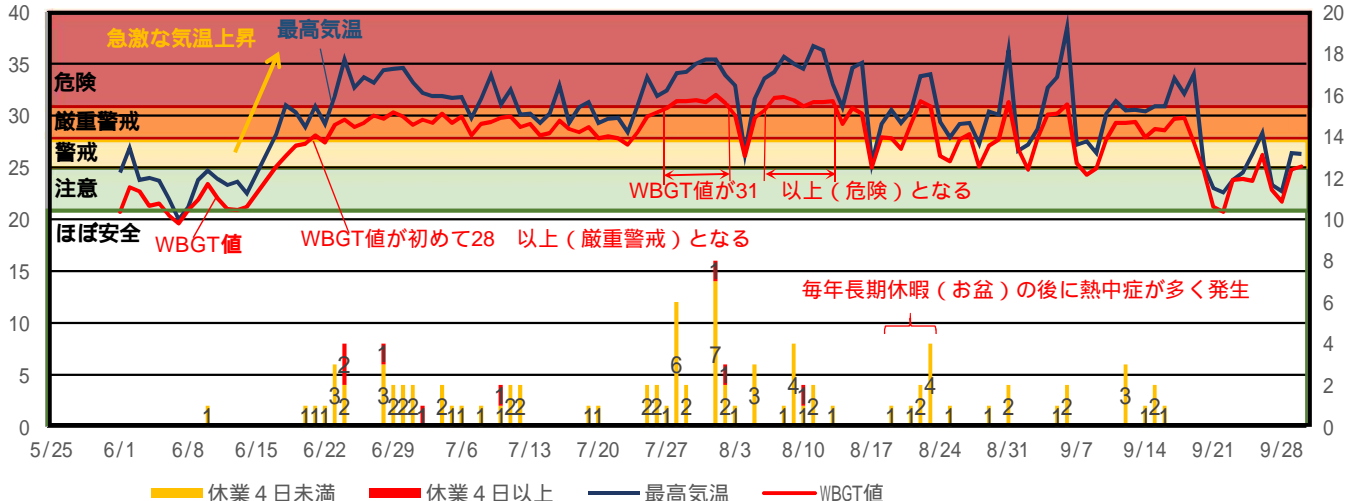
石川県内では、過去10年間で熱中症の8割以上が7・8月に集中していることから、**石川労働局では7・8月を重点取組期間として取組みます。**



【単位：】

令和4年6月～9月の最高気温及び最高WBGT値と熱中症発生状況

【単位：人】



1 気温及び湿度は金沢地方気象台による観測値

2 WBGT値は日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針」における「室内を対象とした気温と相対湿度からWBGTを簡易に推定する図」を参考に算出

1. 熱中症とは

- 「熱中症」とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、次のような症状が現れます。
- 従来、症状によって、熱失神、熱けいれん、熱疲労、熱射病などに分類してきましたが、現在では、一連の症状を総称して「熱中症」と呼ぶようになりました。

度	めまい・立ちくらみ、大量の発汗、筋肉痛、筋肉の硬直（こむら返り）	重症度 小 ↓ 大
度	頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、集中力や判断力の低下	
度	意識障害、ふらつき、けいれん発作（ひきつけ）、高体温	

2. キャンペーン期間中（5月～9月）の実施事項

WBGT指数計で作業現場のWBGT値を確認！！
熱中症リスクを把握して、効果的な予防策を実施しましょう！！

STEP
1

暑さ指数（WBGT値）の把握

WBGT指数計を使い、WBGT値を計測します。

WBGT指数計が用意できない場合

例年5～10月まで「環境省熱中症予防情報サイト」でWBGT値の
予報値・実況値の情報提供を行っていますので参考にしましょう。



【環境省熱中症
予防情報サイト】

STEP
2

衣類の組み合わせにより、補正值を加えます

衣類の組み合わせによりWBGT値に加えるべき着衣補正值（ -WBGT）

組み合わせ	WBGT値に加えるべき 着衣補正值（ -WBGT）
作業服	0
つなぎ服	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	2
単層のSMS不織布製のつなぎ服	0
織物の衣服を二重に着用した場合	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透湿性エプロンを着用した場合	4
フードなしの単層の不透湿つなぎ服	10
フードつき単層の不透湿つなぎ服	11
服の上に着たフードなし不透湿性のつなぎ服	12
フード	+ 1

注記 1 透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正值は起こりうる最も高い値を示す。

注記 2 SMSはスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの3層構造からなる不織布である。

注記 3 ポリオレフィンとは、ポリエチレン、ポリプロピレン、ならびにその共重合体などの総称である。

STEP
3

身体作業強度等に応じたWBGT値を確認し熱中症リスクを確認します

身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度（代謝レベル）の例	WBGT基準値	
		暑熱順化者のWBGT基準値	暑熱非順化者のWBGT基準値
0 安静	安静、楽な座位	3.3	3.2
1 低代謝率	軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記)；手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け)；腕及び脚の作業(通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作)。立位でドリル作業(小さい部品)；フライス盤(小さい部品)；コイル巻き；小さい電機子巻き；小さい力で駆動する機械；2.5 km/h以下での平たん(坦)な場所での歩き。	3.0	2.9
2 中程度代謝率	継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ；腕及び脚の作業(トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両)；腕と胴体の作業(空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫)；軽量の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；2.5 km/h～5.5 km/hでの平たんな場所での歩き；鍛造	2.8	2.6
3 高代謝率	強度の腕及び胴体の作業；重量物の運搬；ショベル作業；ハンマー作業；のこぎり作業；硬い木へのかんな掛け又はのみ作業；草刈り；掘る；5.5 km/h～7 km/hでの平たんな場所での歩き。重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；鋳物を削る；コンクリートブロックを積む。	2.6	2.3
4 極高代謝率	最大速度の速さでのとても激しい活動；おの(斧)を振るう；激しくシャベルを使ったり掘ったりする；階段を昇る；平たんな場所で走る；7km/h以上で平たんな場所を歩く。	2.5	2.0

暑熱順化者とは

「評価期間の少なくとも1週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件（又は類似若しくはそれ以上の極端な条件）にばく露された人」をいいます。

夏季休暇等で熱へのばく露が中断すると、4日後には暑熱順化の顕著な喪失が始まることに留意しましょう。

WBGT基準値を超える場合の対応

- ・ WBGT基準値を大幅に超える場合には、原則、作業を行わないようにしましょう。
- ・ 暑熱順化した作業員については、下記の時間を目安に、定期的に休憩を取れるようにし、暑熱順化していない作業員は、より長い時間の休憩を取れるように配慮しましょう。

休憩時間の目安	WBGT基準値からの超過			
1時間あたりの休憩時間	1 程度超過	2 程度超過	3 程度超過	それ以上
	15分以上	30分以上	45分以上	作業中止が望ましい

3. 熱中症を防ぐためには



労働災害防止キャラクター
チュウイカン吉

(1) 作業環境管理

WBGT値の低減など

WBGT指数計で作業現場のWBGT値を確認してください。WBGT値が、WBGT基準値を超える（おそれがある）作業場所においては、簡易な屋根、通風、冷房設備、ミストシャワー等の散水設備などを設置し、WBGT値を提言するよう検討しましょう。

休憩場所の整備など

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を確保しましょう。休憩場所には氷、冷たいおしぼり、飲料水、塩飴、経口補水液などを設置しましょう。

(2) 作業管理

作業時間の短縮など

WBGT値が高いときは、単独作業を控え、WBGT値に応じて作業の中止、こまめに休憩をとるなどの工夫をしましょう。

熱への順化

暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らしましょう。特に、梅雨明けの時期、入職直後や夏季休暇明けの方は注意が必要です。

水分・塩分の摂取

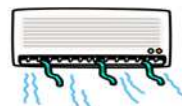
のどが渇いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。

服装など

作業着、帽子、ヘルメット等は通気性の良いものを準備しましょう。空調服、クールベスト等、身体を冷却する機能をもつ服の着用を検討しましょう。

プレクーリング

WBGT値が高い暑熱環境で、作業強度を下げたり通気性の良い服装の採用が困難な作業においては、作業開始前に体表面を冷却したり、冷水や流動性の氷状飲料などを摂取して体内から冷却するなど、あらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えましょう。



(3) 健康管理

健康診断結果に基づく対応

糖尿病、高血圧症、心疾患などは、熱中症にかかりやすく、重症化しやすい傾向があります。もれなく健康診断を実施し、医師の意見に基づく就業上の措置を徹底しましょう。

日常の健康管理など

作業開始前に、睡眠不足、前日の多量飲酒、体調不良等の健康状態を確認し、必要に応じて作業の配置換え等を行いましょ。作業中は巡視等により、作業者が確実に水分・塩分を摂取しているか、作業者の健康状態に異常はないかを確認しましょう。

(4) 労働衛生教育

熱中症の予防には、熱中症に対する知識が不可欠です。作業を管理する者や労働者に対して、あらかじめ労働衛生教育を行ってください。



【学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報】



【職場における熱中症予防対策マニュアル】

(5) 異常時の措置

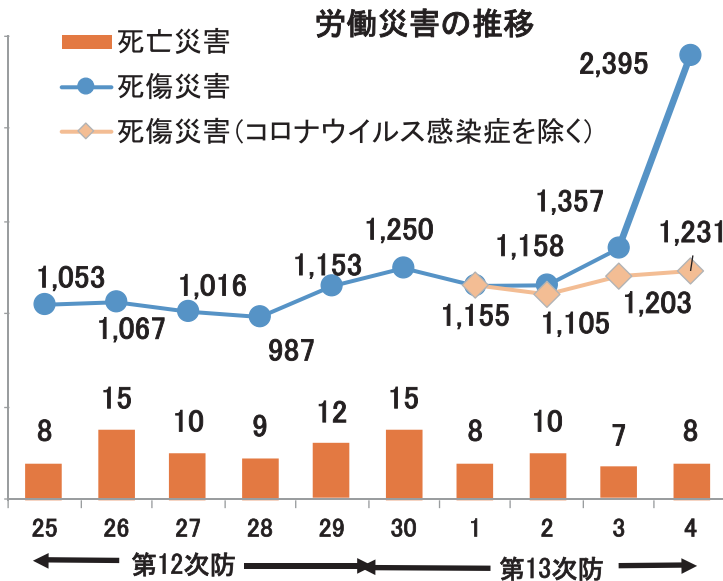
体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるよう配慮し、状態が悪化した場合の連絡・対応方法を確認して下さい。異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請してください。



石川労働局第14次労働災害防止計画

令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日

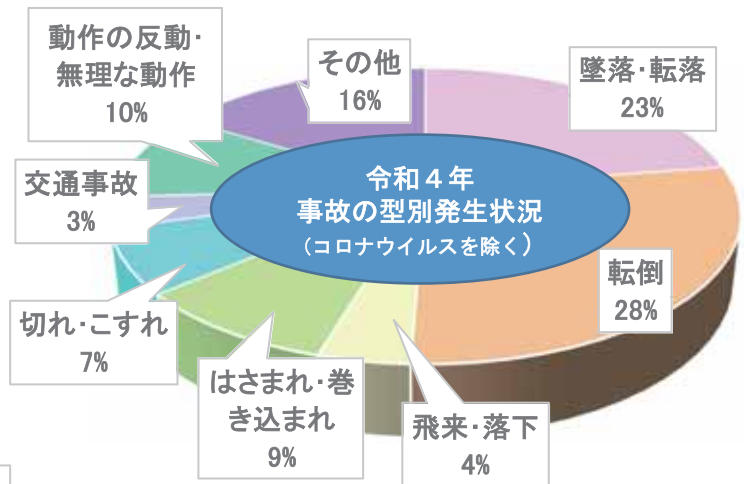
労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、令和5年度（2023年度）を初年度として5年間にわたり石川労働局、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「石川労働局第14次労働災害防止計画」を策定しました。



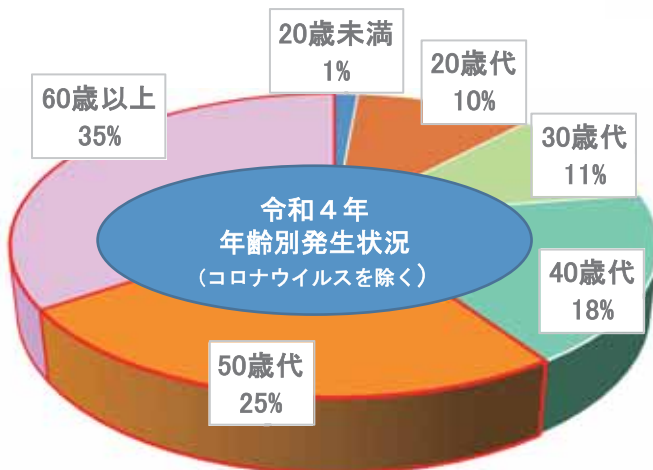
石川県における令和4年の死亡災害は8人となり、令和3年に比べ1人の増加となっています。

休業4日以上[※]の死傷災害はコロナウイルス感染症の急増が影響し大幅な増加となっており、新型コロナウイルス感染症を除いても増加となっています。

令和4年の休業4日以上[※]の死傷災害を事故の型別で見ると、転倒災害が28%と最も多く、次いで墜落・転落災害23%となっています。



令和4年の死傷災害を年齢別にみると50歳以上で60%、60歳以上で35%を占めています。



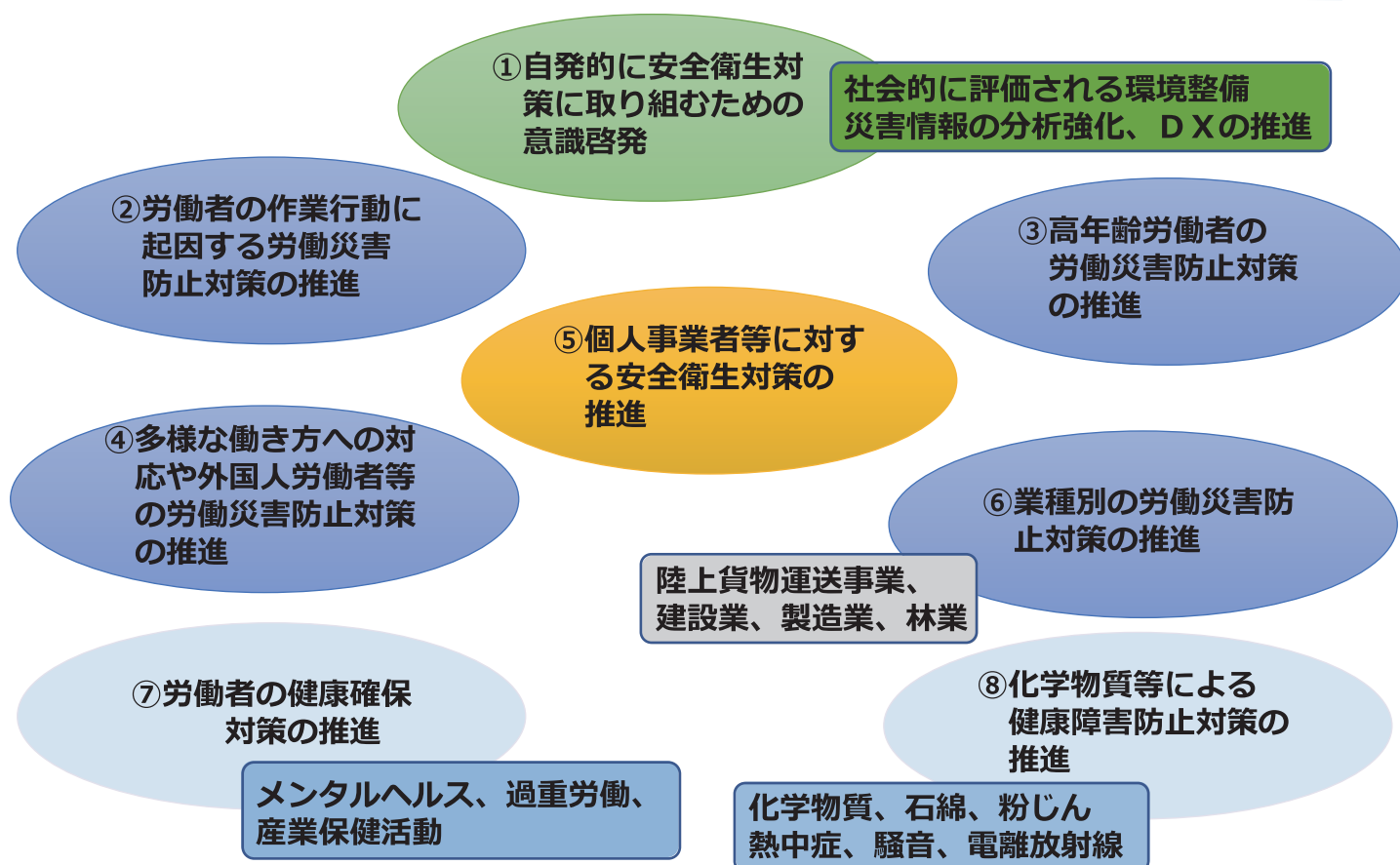
石川労働局
第14次労働災害防止計画



○ 計画の方向性

- 厳しい経営環境等様々な事情について、それらをやむを得ないとせず、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスであると周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図っていく
- 引き続き、中小事業者なども含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康を確保するとともに、誠実に安全衛生に取り組まず労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

○ 8つの重点対策



○ 計画の目標

8つの重点対策における取組の進捗状況を確認するアウトプット指標を設定し、その結果として期待されるアウトカム指標（達成目標）を定める。

労働災害全体のアウトカム指標

死亡災害：第13次防期間中の合計値の15%以上減少
死傷災害：第13次防期間中の最小値の5%以上減少

(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。

- ・転倒の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- ・転倒による平均休業見込日数を2027年までに30日以下とする。

- ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。（再掲）
- ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

- ・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。

(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- ・増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

(ウ) 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- ・外国人労働者の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。

- ・陸上貨物運送事業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。

- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

- ・建設業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。

- ・機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。

- ・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷災害件数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。

- ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。（再掲）
- ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。（再掲）
- ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。（再掲）

- ・小売業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- ・社会福祉施設における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

アウトプット指標	アウトカム指標
<ul style="list-style-type: none"> 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<p>(指標は立てず) 石川県内の林業における死傷災害は発生が少なく(R5. 12. では11人)、指標による減少値が小さくなるため目標値として適さないと考えるため。</p>
(オ) 労働者の健康確保対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> 企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 週労働時間40時間以上である雇用のうち、週労働時間60時間以上の雇用の割合を2025年までに5%以下とする。
<ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする 50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。
<ul style="list-style-type: none"> 必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする 	<p>(指標は立てず)労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待</p>
(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。 労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)の件数を2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 増加が見込まれる熱中症による療養者数の増加率※を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。 <p>※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの</p>

上記のアウトカム指標の達成を目指し、死傷災害全体としては、以下のとおりのアウトカム指標の達成を目指す。

- 死亡災害については、第13次防期間中(2018年~2022年)の合計値と比較して、石川局第14次防期間中の合計値を15%以上減少させる。
- 死傷災害については、第13次防期間中(2018年~2022年)の一番少ない年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。

※上記の死傷者数及び死亡者数は、新型コロナウイルス感染症によるり患者数を除く。

○重点対策ごとの取組事項

労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ・安全対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む。
- ・国や労働災害防止団体が行う労働安全防止対策に係る支援及び労働安全衛生コンサルタントを活用し、自社の安全衛生活動を推進する。
- ・労働者死傷病報告の提出に当たって、電子申請や労働者からの発生状況及び原因についてヒアリング等を行い記載内容の充実等に取り組む。
- ・デジタル技術や、AIやウェアラブル端末等の新技術を活用し、効率的・効果的な安全衛生活動及び危険有害な作業について遠隔管理・遠隔操作・無人化等による作業の安全化を推進する。
- ・健康診断情報等の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、個人情報に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。
- ・労働安全衛生法に基づく申請等について、電子申請を活用する。

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害が、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。
- ・筋力等を維持して転倒を予防するため、運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化を推進する。
- ・非正規雇用労働者も含めた全ての労働者に対する雇入時等における安全衛生教育の実施を徹底する。
- ・「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。
- ・転倒災害防止対策を進める。
- ・保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・コロナ禍におけるテレワークの拡大等を受けて、自宅等でテレワークを行う際のメンタルヘルス対策や作業環境整備の留意点等を示した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」や労働者の健康確保に必要な措置等を示した「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づき、労働者の安全と健康の確保に取り組む。
- ・外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用するなどによる安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

- ・労働者ではない個人事業者等に対する安全衛生対策については、本省が開催するところの、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」における議論等を通じて、個人事業者等に関する業務上の災害の実態の把握に関すること、個人事業者自らによる安全衛生確保措置に関すること、注文者等による保護措置のあり方等において、事業者が取り組むべき必要な対応について検討する。

業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業対策

- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業における安全ガイドライン」に基づき、安全衛生管理体制の確立、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組む。
- ・「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。
- ・「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく交通労働災害の防止対策に取り組む。

建設業対策

- ・墜落・転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すりなどの設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等、高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。あわせて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- ・労働者の熱中症や騒音障害を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた措置の適切な実施や「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策に取り組む。

製造業対策

- ・はさまれ・巻き込まれなどによる労働災害のおそれがある危険性の高い機械等については、製造者、使用者それぞれにおいてリスクアセスメントを実施し、労働災害の防止を図ることが重要であることから、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、使用者においてリスクアセスメントが適切に実施できるよう、製造者は、製造時のリスクアセスメントを実施しても残留するリスク情報の機械等の使用者への確実な提供に取り組む。
- ・機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な代替措置により安全対策を推進する。

林業対策

- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」等に基づき、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制等の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策を確実に実施する。

労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス対策

- ・ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果を基に集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。
- ・「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」に基づく取組をはじめ職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。

過重労働対策

- ・過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置に基づき、次の措置を行う。
 - ① 時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等
 - ② 年次有給休暇の確実な取得の促進
 - ③ 勤務間インターバル制度の導入など労働時間等設定改善指針による労働時間等の設定の改善
- ・長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や保健師・看護師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨する。

産業保健活動の推進

- ・ 事業場ごとの状況に応じた産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。
- ・ 治療と仕事の両立に関して、支援が必要な労働者が申し出し易いように、労働者や管理監督者等に対する研修等の環境整備に取り組む。
- ・ 事業者及び労働者は、医療機関や支援機関等の両立支援コーディネーターを積極的に活用し、治療と仕事の両立の円滑な支援を図る。

化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質による健康障害防止対策

- ・ 化学物質を製造、取扱い、又は譲渡提供する事業者における化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用による次の2つの事項を的確に実施する。
 - ① 化学物質を製造する事業者は、製造時等のリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置の実施、並びに譲渡提供時のラベル表示・SDSを交付する。SDSの交付にあたっては、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載する。
 - ② 化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。

石綿、粉じんによる健康障害防止対策

- ・ 適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査に係る専門性を持つ者による事前調査を確実に実施する。
- ・ 石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。
- ・ 解体・改修工事発注者による、適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮について、周知を図る。
- ・ 粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・ トンネル工事を施工する事業者は、所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者に対する健康管理を行いやすくするため、「ずい道等建設労働者健康管理システム」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を登録する。












熱中症、騒音による健康障害防止対策

- ・ 「熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた措置を適切に実施する。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討する。
- ・ 労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行う。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出る。
- ・ 労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき、作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。

電離放射線による健康障害防止対策

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所での緊急作業に従事した労働者に対して、「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」に基づく健康管理を実施する。
- ・ 医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理を徹底する。

石川労働局第14次労働災害防止計画 取組時に確認すべきガイドラン、指針等の一覧

高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン	
陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン	
チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン	
職場における腰痛予防対策指針	
テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン	
副業・兼業の促進に関するガイドライン	
交通労働災害防止のためのガイドライン	
職場における熱中症予防基本対策要綱	
機械の包括的な安全基準に関する指針	
林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン	
事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題 に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針	
騒音障害防止のためのガイドライン	
原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための 指針	